明石市旧優生保護法被害者等の尊厳回復及び支援に関する条例(案)に対する意見募集結果

明石市政策局市民相談室

2021年(令和 3 年)10月 20日(水)から11月 18日(木)までの間に行った意見募集について、いただいたご意見とそれに対する市の考え方は、以下のとおりです。

意見応募者280名

条例全体 について

NO.	意見の概要
条例	の制定時期について
1	明石市の条例制定が、隣の神戸市はじめ兵庫全域、全国へと拡がり、差別、偏
	見のない本当の意味での共生社会をつくるためにも、ぜひとも早期に条例制定
	をお願いしたい。優生保護法の被害者はみなさんご高齢で、差別に苦しんで生
	きてこられた。是非早期の制定を。
2	明石市の条例の成立が国の一時金支給法の見直しの後押しとなるよう、ぜひと
	も条例の早期成立を。
3	8月3日神戸地裁の判決は原告に寄り添うものではなかった。被害を受けた方々
	は高齢になられている。この条例が無事に採決され、速やかに実行されること
	が 原告に寄り添うことだと考える。
4	国の一時金支給法による救済が一向にすすまず実効性が問われる一方で、被害
	者は高齢であり一刻も早い救済を必要としている。こうした中で、貴市が独自
	の条例によって被害者を救済することは被害者の実態と願いに沿った、きわめ
	て適切かつ先進的な取組として大いに評価できる。
5	この条例が議会で否決されたことを不満に思う。早期の成立を望む。
6	一日も早く条例制定がかなうように、令和3年12月市議会に明石市障害者等団
	体連絡協議会から請願書を提出する。
7	一日も早い制定を強く希望する。
8	貴市及び市議会各会派におかれては本条例案を速やかに成立させ、被害者及び
	その配偶者への救済に取り組んでいただくことを強く願う。
9	旧優生保護法で苦しみ続けてこられた方を思うと胸が痛む。対象の皆様はご高
	齢なので、1日も早く条例制定をお願いする。
10	早期に成立し高齢になった被害者に寄り添うものであってほしいと願う。時間
	がない。早期成立を願う。
11	裁判の判決は違憲。一刻も早い解決を期待している。
12	長年、苦しみ続けてこられたご本人とご家族の方々に光を。「条例」をぜひ、早
	期に成立を。
13	人権無視の旧優生保護法「被害者支援条例」は、一刻も早く制定を。

- 14 議会の理解を得て早急に制定されることを期待する。
- 15 市民からお預かりしている大切な税金なので慎重に審議したいという考えも理解できるが、被害者の方の年齢を考えると早期条例成立が望ましいと思う。
- 16 慎重に考えることも大切だが、スピード感を持って対応していくことも市民の 信頼を得ていくと思う。高齢の被害者にこれ以上体力的精神的につらい思いを させないであげてほしい。
- 17 条例案に賛成です。至急、再審議して可決してください。
- 18 前回成立しなかったことは非常に残念。
 - 被害者には早急に支援すべき。一日も早く成立することを願う。
- 19 早期の条例制定を望む。(7件)
- 20 | 誤りを認め、ジェンダー平等を進める上でも、早急に実現してほしい。
- 21 | 被害者は高齢の方が多いので、気持ちがあれば、早く決めてほしい。
- 22 一日も早く成立するよう切に願う。被害者の残りの人生に手を差し伸べることをお願いする。
- 23 だれ一人取り残さない共生のまちづくりをしている市としての早期の制定、施行をお願いしたい。
- 24 被害者に対する国や県の支援は不十分であること、また被害者の高齢化が進んでおり早期の制定が必要だと考える。
- 25 | 苦しまれた方々のためにも1日でも早く条例の可決をお願いする。

≪以上のご意見に対する市の考え方≫

ご意見を参考にしながら、施策運営を行ってまいります。

多くの被害者が高齢化しているという点は重視しているところであり、可能な限り 速やかに被害者の支援にあたりたいと考えております。

条例の制定について

- 26 旧優生保護法被害者等支援条例に賛成する。(179件)
- 27 旧優生保護法により人権侵害を受けた被害者の方々に対して、地方行政として 支援条例を制定することは非常に画期的であり、これまでの我が国の障害者施 策において大きな権利侵害があった事実を明石市民はじめ国民に周知する効果 もあり、大いに賛同する。
- 28 全国自治体の先進的な条例を制定しようとする明石市の取組は大いに評価されるものと考える。
- 29 「誰一人取り残さないやさしいまち」を掲げてインクルーシブなまちづくりを明石市は掲げており、市役所の人達の一生懸命取り組む姿勢を強く感じる。

旧優生保護法により強制的に中絶・不妊手術をされ、今なおその被害に苦しみ 続けている市民を援助する事は市の責務だと思うし市民としてもなんとか手助 けをしていきたい。

市民の悲しみに寄り添い、差別を許さないまちづくりを実現していくためにも明石市が先頭に立ち、市民も議員も一緒に考え取り組む雰囲気を作るべき。

当事者の声をしっかり聴いて支えていく明石市であり明石の街であって欲しい。一人ひとりが大切にされる世の中になるように今出来る事を立場の垣根を捨て取り組んでいくべきだと考える。

明石市民としても微力ながらも声を上げていきたい。

- 30 10月12日の本会議で意見を述べられた各党の代表議員のすべてが条例の「理念や趣旨には賛同できる」という旨の発言があったにもかかわらず否決されたことは残念。神戸地裁の判決でも「違憲である」ことや「国会議員の不作為は違法である」と認められた。国会議員だけではなく、実際に不妊手術を行ったのは各都道府県、市町村。その責任は大きい。そして、そういう事実について無関心だった私たちにも大きな責任はあると思っている。原告らの被害は強制不妊手術だではない。障がいということでの差別は、今もつづいている。そのことに警鐘を鳴らし、被害救済のための第一歩を踏み出していただきたいと強く希望する。
- 31 今回の条例は国の一時金支給法の足らずを補うもので、素晴らしい条例なので、ぜひ、議会で通してほしい。
- 32 | 神戸新聞の議会での議論を読んでもなぜ否決されたのか理解ができない。
- 33 「だれ一人取り残さない」まちづくりの姿勢として、この問題に取り組む必要があると思う。違いを受け入れることは、障害の有無に関わらず、誰しもに関わってくること。
 - SDGs未来安心都市 明石として、すべての人が安心を感じられるインクルーシブなまちづくりの実現のために、条例に賛成する。
- 34 この問題に明石市がどういう答えを出すかで、これまで、そしてこれからの明石市のまちづくりの真価が問われると思う。条例を制定して支援の枠組みを整えるのはもとより、条例に掲げた理念を市民一人ひとりに、この社会全体に浸透させ、共有していくことを目指してもらいたい。
- 35 | 先進的な条例として、明石市市議会全会一致で可決されるのではないか。
- 36 議会では否決されたが、強制不妊手術を受けたり、堕胎させられた原告のつらい体験に耳を傾け、真摯に向き合った明石市の条例は、全国の被害者を勇気づけた。条例の項目についての議論を深めることが、強制不妊手術の過ちと向き合うことになる。
 - 前回のパブリックコメントで寄せられた意見を出発点に、過去を知り、未来を 語る議会であってほしいと願う。
- 37 支援をするからには忖度せず平等に公平にしっかり助けて。共生を目指している1人としてしっかり見届ける。
- 38 9月議会では否決されたが、条例案を修正し議会に再提出する努力に対して敬意 を表す。旧優生保護法によって不妊手術や妊娠中絶等の被害にあった方々に対 して、明石市は行政として寄り添うという強い姿勢が伝わってくる。
- 39 この法律で被害を受けた障害者は、声をあげることができる人ばかりではない。 そのような方々も救済することができる条例だと思う。
- 40 明石市民の被害者を市が救済するのは当然である。そのための税金。本人が自覚するかどうかは別で、その責任は国民一人一人にある。
- 41 旧優生保護法の被害者等の苦しみや悲しみ、憤りは計り知れない。この癒えることのない苦しみや悲しみに市が寄り添うのは当然だと思う。
- 42 旧優生保護法によって一度しかない人生を踏みにじられた方々の心に寄り添う ことは市(私たち市民)としてしなければならない事だと思う。
- 43 | 明石市市民の一人として、率直に思うことは「なぜ否決となったのか」という

こと。全国的にもニュースで取り上げられまさかこの結果になるとは思ってなかったので驚いた。これまでの明石市の、未来を見て、誰も取り残さない街にするよ、とのメッセージが日本中に伝わってきてたこのタイミングで、真逆の結果になったことが残念。こどものことにせよ、弱者に寄り添うことにせよ、市民ひとりのひとりにどう向き合ってくれているのか、いつ自分が弱者になるか分からない中、明石市に住んでる以上は安心だと思えていた。今回の件は、お金の支給が市民税の無駄遣いとは思わないしそれ以上に「苦労をかけたね、これからはみんなで頑張って毎日を気持ちよく生きて行こうね」ということを伝えてもらいたかった。個人で出来ないからこそ行政がやってくれる・議員さんが代弁してくれると思っていたので、これからはその姿勢が伝わる議員さんを見極めて選挙に参加しないといけないかと、改めて自分自身の責任に思えた。

- 44 少し普通の人と違うだけで強制的に人間としての権利を奪われるのは許されない。
- 45 | 被害者の尊厳の回復にむけて意義のある条例と思う。
- 46 「誰一人取り残さないやさしいまち」づくりを目指して、強制的に不妊手術をされた市民に寄り添い、差別を許さないための条例制定を予定されていることに敬意を表す。貴市の姿勢は、もっとも声を上げることができない人々の立場に立って、市政を運営する姿勢を示したものであり、全国の自治体をリードする取り組みである。
- 47 歴史的に意義ある取り組みで、全国の模範。条例の制定を願う。
- 48 優生保護法の被害をなかったことにすることはできない。せめてもこの条例に あるように行政が「被害者に寄り添い続ける」ことが最大限の被害回復の手段 ではないか。
- 49 明石市が国の制度の弱点を補おうとすることは大変良いこと。古くは「老人医療費無料化」、最近では「子どもの医療費無料化」、「中学校まで学校給食実施」など、国にすすんで実施してきた施策はある。ぜひ、この「支援」条例を成立させてほしい。全市会議員にも伝えて。
- 50 本来国が補償すべき被害であるが、明石市が全国の自治体に先がけて実施しようとする事に市民として嬉しく思う。条例案の内容もとてもいい。明石市に暮らしてよかったと市民の一人として幸せに感じる。
- 51 障害者の保護者として条例が可決されることに賛成する。
- 52 旧優生保護法の名の下に行われたことは、"法"の名によって行われた迫害。被害を受けた方々は、いくらお金をもらっても取り戻せないものを失ってしまわれた。その反省に基づいて、二度とこのようなことが起こらないようにしなければいけない。
- 53 やさしいまちづくりを目指している明石市なら可決。障害のある方への配慮を望む。
- 54 何故先送りになったのか疑問。審議内容は優生保護法によって人生が変わってしまった人への補償について。自分たちがその立場だったらという想像力が大切。家族を持つ、明石は子育て支援に力をいれている。過去でも排除の事実があったのだから当事者の方への寄り添いが必要。金銭もだが、権利補償にも合わせて目を向けて欲しい。それが条例成立の意義にもなる。

55	過去の歴史的な過ちは正すべき。	
56	本来、国家的犯罪として国が厳しく全面補償すべきものを全国自治体に先駆け	
	た明石市の姿勢に敬意を表する。	
57	明石市が「支援条例」を定め被害者に寄り添うことは意義あることで、SDGs の	
	「誰一人取り残さない」という精神に合致した施策であり、心から歓迎する。	
58	戦前、聴覚障害者が人間扱いされず、牛馬同然に扱われたことを聴覚障害児教	
	育に携わることで知った。ナチス・ドイツは、ドイツ民族が最優秀民族として、	
	その血統を守れとホロコーストを行った結果、ユダヤ人 700 万人余を虐殺して	
	しまった。「旧優生保護法」の思想は上記につながる。よって条例案に賛成する。	
59	優生保護法を知らなかった自分が恥ずかしい。明石市が障害者の尊厳を傷つけ	
	る事態を二度とくり返さない、優生思想を許さないまちづくりを進めるという	
	ことに安堵する。ぜひ制定を。	
60	前回のパブリックコメントを提出したので今回提出していいのか迷ったが、議	
	会で否決されたこと残念だと伝えたくて書く。裁判の結果が確定していないの	
	に市民の税金を使って支援することが反対の理由にあったが、腑に落ちない。	
	市民として、明石市が条例で支援することに賛成。	
61	国が除斥期間を理由にその責任を取ろうとしない中、明石市の条例作成は画期	
	的である。	
62	9月議会において否決されたことは誠に残念だが、改めて時間をかけたパブコメ	
	の実施等丁寧な準備を設けられたことを大変うれしく思う。	
63	障害者(被害者)の立場にたち、その非を認め、少しでも見合う保障を行おうと	
	する明石市長の行動に対して強く賛同するとともに、それを否定する市議の方	
	の心の無さを悲しく感じる。わが身に置きかえ、こどもがつくれない体にされ、	
	その苦痛を幾年にもわたり背負わされたことを想像すれば、少しでもその過ち	
	を形にして返すことは当然のことと感じる。わが市が全国に先駆け、優生保護	
	法の非を伝え、被害にあわれた方への保障を行うとともに2度と同じことを繰り、 にこれない ににこれ これた かくる 増出る	
C 4	り返さないと伝える立場に立つことを強く希望する。	
64	明石市の誰一人取り残さないやさしいまちづくりを進めるため、市が旧優生保護法被害者等を積極的に支援することに強く賛同する。	
СГ		
65	給付金の額を含めて賛否分かれる内容なので、くれぐれも当事者の方々が攻撃 されるなど分断を起こさないように議会等としっかりと対話をしながら取組を	
66	進めていただきたい。	
00	優生保護法についての運動というか、差別思想を増長させてきたという歴史を受けとめての条例が制定されることは、明石市民としてもうれしく思う。	
67	国が率先してすすめてきた施策だから国の責任ということはたやすい。その施	
	策に「協力」したということは不問にしていいということでもないと思う。	
68	優生思想に基づいた法律による被害を国が十分に救済しない現状に対して、市	
	町村として可能な支援を試みるこのたびの条例案を支持する。	
69	優生保護法の問題や被害を受けられた方の苦しみにいち早く向き合う姿勢を示	
	された明石市に敬意を表す。	
70	明石市のみなさんの間でさらに議論を深め条例が制定されることを願う。	
	1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	

旧優生保護法で、子ども産む権利、育てる権利を奪われた障がい者の方に支援

- をするのは当然。障がい者が自分のことを他者に話すことさえ難しいのに、まして生殖に関する微妙な問題を勇気をもって告発したことはとても重いことで、私たち市民はしっかりと受け止めて、彼らに寄り添う必要がある。市長が、給付金というかたちで彼らに少しでも早く(高齢という理由で)給付することは、本当に人道的で素晴らしい。
- 72 明石市が全国に先駆けて支援条例を作り、まちがった施策により傷ついた方の 尊厳と名誉を回復する事で被害者の救済のみならず、人にやさしい街づくりに 生かされると思う。是非、条例を通して頂き、誇れる明石市にして市民が明石 に住んでいてよかったと思える様に頂きたい。
- 73 本来、国が最大限補償すべきだが、明石市が率先して被害者支援を後押しする ことは、意義がある。又、最近の障害者に対する事件を見ても、こうした過去 の優生思想の誤りを改めて市民に示している明石市の姿勢はとても良い。
- 74 | 明石市で検討されている条例に大変期待し、希望を持っている。
- 75 国がすべきことを市が率先して実施することは素晴らしい。
- 76 あやまった政策を行ってしまった事実に国・行政がきちんと向き合い、謝罪することや条例を作るということは、この優生保護法で傷ついた方たちの人としての尊厳の回復へとつながっていくことだと思う。そして「優生思想」が誤った思想であるということを多くの人たちに伝えていくことにもつながる。本当の意味での障害のある人もない人も地域の中で安心して、つながり合って生きることができる社会(共生)につながり、今なおつらい思いをし続けている方々の光となり、明石市の誇れる条例が国を動かす大きなメッセージとなるものと切に願い、大きな期待を寄せ明石市の勇気づけられる素晴らしいこの条例の成立を願う。
- 77 いい条例なので進めてほしい。本来国が補償すべきだが、国を待たずに地方自治体が実施することはたいへん意義のあること。
- 78 応援している。(2件)
- 79 本人の意志が大事だと思うので、条例案に賛成する。
- 80 旧優生保護法により苦しみ続けている方にとって、とても勇気づけられる素晴らしい条例である。
- 81 条例を制定することによって、「一番身近にある市が自分たち(被害者)の気持ちを分かってくれた」「今、障害や病気で苦しんでいる人たちも市は遠い存在ではなく味方してくれる存在なんだ」「子供たちも過去の国の過ちを学習し、再び同じ間違いを繰り返さない」「国を待つことなく、市からでも発信することはできるんだ!」と色々なことが良くなると思う。
- 82 明石市が取り組んでいる被害者に寄り添い差別を許さないまちづくりの推進に 賛成する。
- 83 | 今の私がいるのは、優生思想にとらわれず理解ある先祖のおかげ。
- 84 条例は必須事項。国、県、支援は不十分。被害者の方々が心身共にどれだけ苦痛を強いられたか、到底私達にははかり知ることはできない。
- 85 以前にも支持の表明したが、否決されたとのことで再度表明する。市長と議会がぎくしゃくしてる感はあるが、議会は民主的な話し合いのもとに行われるものだが、それでも、この条例は人権侵害という事実があり、その被害において

	は本人のみならず、配偶者、親子関係など、悲しい、取り返しのつかないこと
	になっている。当時人権無視の社会があったことを受け止めて、これからの社
	会にどう引き継いでいくことができるのか、その具体策がこの補償、支援であ
	ると思う。あったことをなかったことにできない。それを受け止めて、つぎの
	世代に繋げていくことこそが、今の私たちの世代の仕事。こんなひどい人権な
	かで生きざるを得なかった被害者の方々に寄り添える支援条例制定は、明石市
	民が誰一人とりのこさない社会をめざす理念を示すものだと確信している。
86	この条例は、支援金をはじめとする具体的施策も重要だが、自治体、市民が当
	事者に寄り添う姿勢を持ち、それを示すことが一番大切だと考える。市民の代
	表である議会の理解を得ながら進めることは、市民全体の理解を得ながら進め
	ていることと同義であり、それがまさに当事者にとって大切な要素である。
	「やれることから積極的にやる」という姿勢は、決して平等性に反するもので
	はない。明石市が苦しんでいる市民に寄り添う基礎自治体で在り続けることを、
	心から望む。
87	間違った過去を改めて反省し被害者等に不十分でも補償すべきだと思うので条
	例成立に賛成する。
88	過去の過ちを反省して被害者等にその補償をすると言う本条例案に賛成する。
89	議会で条例が否決されたのは大変残念。(5件)
90	健常と言われる人々が作る社会において不自由があることが障害と呼ばれる。
	不自由がある方たちに合わせて社会を作ることが、障害をなくすことにつなが
	ると思っているが、難しく時間のかかることと理解している。そのような中で、
	障害のあるかたの尊厳や人権を否定することは過ちであることを市としてこの
	ように表明されることに敬意を表する。ぜひ、可決されるように取り組んでい
	ただければと思う。
91	市の「誰一人取り残さないやさしいまち」、インクルーシブなまちづくりを推進
	する施策については強く賛同する。また、条例が上程されたことは、明石市民
	として敬意を表する。市議会において否決されたことは心から残念。再度、ご
	審議いただき、是が非でもお困りの方々に支援の手が届くことを切に願ってい
	る。市議の皆様、市民はしっかりと皆様の判断を監視している。「誰一人取り残
	さないやさしいまち」、インクルーシブなまちづくりの推進にご尽力を賜りた
	l Vo.
92	条例(案)の趣旨に心から賛同する。旧優生保護法が長い期間存在し、尊厳を
	深く傷つけられ、人権、性と生殖の権利を侵害された方々に対し、本来は国が
	負うべき部分が多いとは思うが、国の補償が不十分な中、明石市が被害者の苦
	しみ・悲しみに寄り添い続けるという姿勢とメッセージを打ち出すこと自体が、
	とても意義深いことだと考える。
93	明石市は障がいのある人も無い人も共生できる社会を目指す市。被害者の方々
	は高齢で残された人生の時間に限りがある。国がしないなら、明石から障害者
	を支援できる社会に変えて、誰もが安心して暮せる温かい社会作りに市民とし
	て誇りを持って取り組んで行きたいと思う。支援条例の制定を切に望む。
94	ぜひ条例を制定し、被害者救済の一助とするとともに検討過程や運用において
	被害実態や問題性を明らかにし、過ちとしっかりと向き合う機会になることを
	ı

	望む。
95	被害者の尊厳と人権を回復する活動は始まったばかり。いつまでも被害者の方
	に勇気と愛と正義の灯が消えないように私も応援したい。優生思想と向き合う
	という事は、障害のあるなしに関わらず、誰もが安心して働き、お互いが支え
	合い、助け合って生きていく社会。それは、明石市が掲げるインクルーシブ社
	会の実現だと思う。
96	強制不妊手術によって心と体に負われた大きな傷は、決して癒えることはない
	と思うが、せめて、これからは一人一人の人の自由と意思が尊重される社会に
	なることを切に願う。そのために何ができるかを考えていくことが、今の私た
	ちにできることだと思う。
97	障害があるがゆえに子どもを産み育てる権利をうばわれ、長い間苦しんでこら
	れた被害者を勇気づける条例だと思う。
98	市議会だより 254 号に明石市と市議会の案件取扱経過が載っている。どの点で
	議会が反対したのかわかりません。その後の対応では議会ルールに基づいて上
	程を見送ったとなっている。条例案そのものの是非、意見などはわからない。
	私は旧優生保護法により、個人の尊厳を損ない、精神的苦痛を受け続けてき、
	生活に困難などを受けた方が明石市民にいて救済を求めていらっしゃるなら、
	行政が救いの措置をとることに反対ではない。
99	明石市に住んでいてよかったと思う。私たち住民にとって大切な問題をとり上
	げ実行していただき感謝している。本来国がしなければいけない支援を明石市
	として進めることに賛成する。
100	障害者への差別や偏見が少しでもなくなってほしい。障害者の皆さんが安心し
	て暮らせるまちづくりは良いことだと思うから賛成する。
101	すばらしい取組みなので是非とも可決されることを願う。
102	全国に先がけて明石市が旧優生保護法被害者に一日も早く補償されるよう市議
	会議員の皆さんよろしくお願いする。
103	被害者に寄り添う市の方針、嬉しく思う。
104	条例案に賛同し、条例が制定されることを願う。
105	被害者への国による救済は不十分だと思うので、明石市の条例制定により、少
	しでも多くの人が救済されることを願う。
106	被害者に早く支援の手を差し伸べたい。
107	国の制度に翻弄された人々を助ける制度は必要と思う。
108	被害者の方が、今後は悔しい思いをされることなく、基本的人権を尊重されな
	がら生活を送ってほしいと思う。その為に、被害者に寄り添う優しい街の明石
	市となるような条例制定を求めたが、否決となった。いつまで、旧優生保護法
	の被害者の方は悔しい思いをされなければならないのかと憤りを感じる。市長
	が「旧優生保護法は違憲、こんな理不尽は許されない」と訴えられているので、
	今回の否決に対してのパブリックコメントを提出させていただく。
109	国の法律では救済が不十分だと思うので、市の条例で支援が広がってほしい。
110	明石市の先駆的な、当然ともいえる被害者の立場に立った条例内容に賛成する。
111	被害者の心の痛みを少しでも癒されるよう最善のことをしてほしい。知らない
	人たちに知ってもらうことも大事だと思った。

- 112 明石市は「いつか戻りたい街」ランキング1位になった。9/29 本会議の結果も 市議会議員全員が反対ではなく、「趣旨には賛同」と前向きな発言もあり、国任 せにしない支援が不十分な点は市単位でも行っていくと泉市長の考え方や賛成 議員が今の若者が安心して過ごしていけるまちづくりにもつながっているのか も。是非この条例が可決され、「国ができなかったことを明石市ができた」とな ることを願う。
- 113 条例の制定により、傷ついた人たちの尊厳回復に繋がると思う。また、国を待たず、自治体が実施することは大変意義のあることだと思う。
- 114 9/29 本会議での反対意見の主なものに「支援金の対象者が何人程度になるのか不明確である」とある。それは実態の把握ができないためであり、明石市が条例を制定することにより国より先に問題がより浮き彫りになってくると思われる。本来ならば国で支援を行うべきことだと思うので、国に示すためにも制定してほしい。条例を制定しても支援を求めない求められない方々もたくさんいると思われる。
- 115 「共生の街づくりの為に寄り添い続ける明石市」として先駆者となり、県又は 国へと発信していただければ、こんな素晴らしいことはない。ぜひ、条例の成 立をお願いしたい。
- 116 8月パブリックコメントを出した。前回も賛成を述べた。国の法律が尊厳を奪い長年にわたって続けられた「不幸な子どもの生まれない運動」を兵庫県下で行われたことなどを考え、明石市が先頭を切って条例を提案されたことは素晴らしいことだと思う。
 - 優生思想に向き合う決意を新たにした条例を制定することに賛成する。
- 117 全国でもいちはやくこの問題に真摯に取り組む姿勢は素晴らしく賛成。
- 118 市に負担もあるとは思うが、前例を作ることでその他の地域にいる被害者も救われると思うから賛成。
- 119 障害があっても関係なく人間らしく生きるために。普通に生きるために。ぜひ必要だと思う。
- 120 「間違いを改むるに遅きはなし」人権問題で、時間や子供のいない生活を返すことは出来ない。だからこそ誠意ある対応を。
- 121 国からの支援が目に見える形で出来ていない。明石市のように明確に人権侵害に対する救済の態度が必要。その意味でも大変意義のあるものとして賛成する。
- 122 被害者の救済と支援を充実させ障害者の生存権を保障するために、条例の制定を強く要望する。
- 123 私自身が被害に遭ったのではないが、不当な扱いを受けてきた方たちのことを思うと胸が痛む。過ちを繰り返さないためにも、条例の成立を強く望む。
- 124 | 明石市の条例検討に敬意を表したい。今度こそ成立させてほしい。
- 125 残念ながら9月の条例案は否決されたが、今回は是非、可決されることを希望する。
- 126 全国にさきがけての具体的な支援が進められるよう条例可決を。
- 127 前回は成立につながらずとても残念。明石市が条例を検討してくださっている ことは感謝している。再検討いただき、被害者が少しでも穏やかな余生を過ご されることを切に願う。どうか条例を成立させていただくようお願いする。

- 128 国や兵庫県、そして医師会や福祉関係者が「不幸な子どもの生まれない運動」 に協力し、優生思想を推進し、障害者を差別し、排除し、その尊厳や基本的人 権を否定したことは許されない。その反省や補償が不十分であり、被害者への 支援が急がれる趣旨から、支援条例案に賛成する。
- 129 | 今回は可決することを希望する。
- 130 障がいがあってもなくても、だれ一人取り残さない共生のまちづくりを目指している市の方針に合致していると思う。9月議会で否決されたことは残念。
- 131 旧優生保護法により長年苦しめられてきた方々に国は一日も早く謝罪してほしい。それを後押しできる条例なので成立を目ざしてほしい。
- 132 国による理不尽な人権侵害に対して、それに手を差し伸べ救済する明石市のとりくみに賛同する。
- 133 文字支援の検討をしてくれるなら賛成。
- 134 こういう条例ができることもいいが、条例でとりきめなくてはいけないという世の中であるということが、基本的におかしな世の中であると思う。

≪上記ご意見に対する市の見解≫

本条例に対し、支持・賛成のご意見をいただき、ありがとうございます。ご意見を 参考にしながら、施策運営を行ってまいります。

真に「だれ一人取り残さない」まちづくりを実現できるよう、取り組みを推進して まいります。

6	7 & 7 0	
	意見の概要	意見に対する市の回答
135	条例は賛成だが、税金を使っている以上、	ご意見を参考にしながら、施策運
	本当に支援につながる、きちんと意味のあ	営を行ってまいります。
	る条例なのか話し合ってほしい。	
136	旧優生保護法への対処は、国の責任におい	明石市はこれまでも、「誰一人取
	て対応すべきもの。政府の対応が不十分で	り残さない やさしいまち」を掲
	あると考えるなら、政府に要請するのが	げ、SDGs 未来安心都市に向けた取り
	筋。明石市のみが、市民の税金や市債など	組みを進めており、困っている時に
	を財源にして補償を実施するのはおかし	は市民が互いに支え合うまちづく
	い。そんなことはないと思うが、市長によ	りを進めてきました。市民にとって
	る売名行為と言われても仕方のない条例	必要な施策は、国を待つことなく、
	と思う。政府が対処すべき事項に明石市が	明石市から速やかに始めるべきで
	予算設定する前に、明石市としてすること	あると考えております。
	が数多くある。道路をはじめ老朽化した施	
	設の改修や傷んだ産業の立て直し支援な	
	ど、明石市としてやるべきことに全力を。	
137	今の内容であれば賛成できない。もっと被	ご意見を参考にしながら、施策運
	害者のためになるものを作る必要がある。	営を行ってまいります。
138	半世紀前の立法だがこの法を行き過ぎと	本条例に基づく支援金の趣旨は、
	みての全対象者に支援は疑問が残る。おそ	旧優生保護法により当事者が被っ
	らくに立法に一端の関与もなかった明石	た被害発生に関与した責任に基づ
	市が被害者に急ぐ支援に大いに疑問あり、	くものではありません。時間を戻す
	余る予算があるなら残せばいい。支援対象	ことができない以上、被害をなかっ

の人達の経歴を調べ、この人に子供を作らせなかったのは社会の損失と誰しも認識できるならどうぞご支援を、2倍でも3倍でも。

たことにはできませんが、支援金の 支給によって被害者が少しでも尊 厳を回復し、豊かな時間を過ごして いただきたいという考えからです。

139 被害実態は大変なもので見過ごしてはいけないものだとも思うが、なぜ国の行政犯罪まで支援しなければならないのか理解出来ない。国も明石市も法人(意思決定機関がある)である。機関委任事務で処理した事務でないのか。市役所が意思決定した関連行政事務があるとかでない限り、今は国も市も対等のはず。

市役所が国の事務に干渉していることになるのではないか?他人がした行為に対して、当事者でない明石市が、お恵みを施して、当事者でない共韓民国と日本国が会と言った。後軍慰安婦に対して、当事者でない大韓民国と日本国と日本国とは高さとと同じように思う。昔、明母婦として関与したという記録と考えるが。被害者が市民だからと言って税金で運用されている国と犯罪者を同じに扱ってよいのか?税金は市民があったもの。あくまで誤った行為に税金を託した誤った全国民が支出すべきと。

旧優生保護法に基づく被害の回復に関する問題は、明石市が支援金を支払うだけで真の解決にならないという点はご指摘のとおりです。この問題には、さまざまな立場から、それぞれのできることをするべきとの考えから、市民に寄り添う基礎自治体としてできることを条例として定めようとするものです。

140 市の予算から支援金を支出してしまうと、 国の賠償責任をうやむやにしかねないの で得策ではない。この賠償問題は、明石市 内だけで支援金を支払っても真の解決に はならない。

141 旧優生保護法被害者等支援条例に反対する。旧優生保護法関係の問題は不幸な事実であると思いますが、現在、国と被害者との間で訴訟が行われている。その結果を待っていたのでは救済が間に合わないという考え方もあると思うが、行政は法律の下

旧優生保護法に基づき、障害のある人たちが強制的に不妊手術や人工妊娠中絶を受けたことにより、生涯にわたり、自分の子を産み育てる選択をする憲法で保障された権利が奪われたという事実を前に、被害

で行われるべきであり、現状で定められた 救済の範囲内で行われるべき。なぜ、旧優 生保護法関係だけ特別視して、明石市が独 自の救済を行うのか疑問。世の中には様々 な救済や補助があるが、もしその受給者 (被害者)が明石市に独自の救済を求めて きた場合どういう対応をするのか、又、ど ういう基準で独自救済対象を決めるのか 疑問。もし、旧優生保護法関係の問題が世 間の耳鼻を集めた結果為政者の目に留ま り、思い付きのように独自救済策を考えた のなら短絡的である。国の救済策に問題が あると考えるのならその救済策を変える ために国に働きかけるべきであり、又は国 会議員に立候補して問題解決に動くべき。 旧優生保護法関係の救済は、国が対処すべ き問題であると考える。

者たちの尊厳の回復のため、明石市 としてできることを条例で定める ことは、法律の範囲をこえるもので はありません。

また、多くの被害者が高齢になっておられることから、可能な限り速やかに被害者の支援にあたりたいと考えております。

142 | 今のコロナといっしょで昔は原因も、治療 方法もわからない伝染病だったためにか く離され優生手術、人工妊娠中絶という形 をその時代の国が推し進めたもの。強制的 に強要したものか?その時代は被害者は 納得させられてしまったことだと思う。生 み育てる権利は誰にもある。健勝者でも諸 事情で生み育てることの出来ないことも ある。生めば、みんなが我が子をおいて人 の子を育てる余裕があるのか?障害者も 健勝者も権利はいっしょだろう。障害者に は保障しましょう(どうやって今まで生活 して来たのかな) 健勝者は、ガンバって税 金を納めなさいってこと?国が昔の旧優 生保護法は誤りだったと認めたのだから、 なにも明石市で条例にして子々孫々にの こすことはないと思う。国のすべきことを 明石市がするのは理解できない。いままで 支持してきたが、今回は条例に反対する。

ねんのため、差別者ではない。

旧優生保護法の被害者の多くは、 都道府県優生保護審査会の審査を 経て、本人の意思にかかわらず不妊 手術を実施されてきました。

こうした法律そのものが、障害の ある人の自己決定権の侵害である ことから、子を産み育てることがで きなかった被害に寄り添い、その尊 厳を回復するために、本条例を制定 しようとするものです。

前文 について

N	0.	意見の概要	意見に対する市の回答
1	43	「今後このような施策には協力しない」	旧優生保護法がもたらした優生思

という気持ちは、「わたしたちは障害者の」想と向き合うことは、障害のある人も 尊厳を傷つける事態を二度と繰りかえすしない人も、誰一人取り残さないまちづ ことのないよう、優生思想と向きあう決し くりを進める明石市にとって大切な 意……」という一文にこめられていると テーマです。 感じた。 これからも、やさしいまち あかし 144 「当市はこれまで、障害者に対する配慮 であり続けるよう、施策運営を行って まいります。 を促進した誰もが安心して暮らせる共生 のまちづくり条例制定をし、障害のある 障害のない関係なく共生社会を進んでお ります。」に敬意を表し、本当にうれしく 思う。 145 「明石市はこれまで共生のまちづくり条 ご意見を参考にしながら、必要な施 例を制定し推進してきた。わたしたちは | 策を実施してまいります。 障害者の尊厳を傷つける事態を二度と繰 り返すことのないよう優生思想と向き合 う決意を新たにしこの条例を制定する。」 とあるが違和感を感じる。

◆1 趣旨・目的 について

NO.	意見の概要	意見に対する市の回答
146	国による一時金支給法では不十分な点も	条例の趣旨・目的に対し、賛成のご
	補い、被害を受けられた市民の悲しみに	意見をいただきありがとうございま
	寄り添おうとする内容であるとともに、	す。
	市として二度と同じことを繰り返さない	ご意見を参考にしながら、施策運営
	ための施策を行うとされていることも重	を行ってまいります。
	要と感じる。	
147	目的達成には時間労力がとても必要にな	
	る。支援させていただく。	
148	「優生思想を許さないまちづくりを推	
	進」について賛成。	
149	わかりやすい。	
150	「被害者の方々の尊厳の回復や支援」だ	
	けでなく、「誰もが疾病又は、障害の有無	
	によって分け隔てられることのないまち	
	づくり…」という考えを持たれている点	
	が素晴らしい。	

◆3 基本理念 について

NO.	意見の概要	
151	第3条「…被害者等に対し生涯にわたり被	条例の基本理念に対し、賛成のご
	害を与える著しい人権侵害であった基本	意見をいただきありがとうございま

	的認識…」という点に明石市行政の弱い人	す。
	への考え方を知ることができた。	ご意見や思いを反映させられるよ
152	わかりやすい。	う、施策を実施してまいります。
153	同条例で実現しようとしている支援は、	
	「3.基本理念(5)」にあるとおり、「直	
	接的な支援としてだけでなく、共生社会の	
	実現に向けた必要な措置として講じられ	
	なければならない」支援だと思う。「すべ	
	ての人にやさしいまちづくり」を掲げる明	
	石市だからこそ、率先して救済策を打ち出	
	していただきたいと、切に願う。	

◆4 市の責務 5 市民の役割 について

NO.	意見の概要	
154	市として、しっかりと被害者の尊厳回	ご意見を参考にしながら、施策運営を
	復に向けた取り組みを進めてほしい。	行ってまいります。
155	介護施設で働くものとして尊厳ある生	
	活を送れることを常に心がけており、	
	賛同します。	
156	5市民の役割は削除が望ましい。行政	強制するものではなく、市民が自主
	が市民に理解を深めたり、支援を求め	的に旧優生保護法の被害者等が受けた
	たりするのは理解できるが、市民の役	被害や、たどってきた歴史への理解を
	割とするのは押しつけになるのではな	深め、支援に協力していただくことを
	いか。自主的におこなえるように援助	期待して、これを「市民の役割」と位
	するようにしてほしい。	置付けております。

◆7 被害調査への協力 について

NO.	意見の概要	意見に対する市の考え方
157	条例制定後は、県の旧優生保護法下に	ご意見や思いを反映できるよう、施
	被害を被ったか市内在住の方の開示	策を実施してまいります。
	を求め、ひっそりと暮らしているであ	
	ろう被害をうけた方々の気持ちに寄	
	り添ってほしいと願う。	

◆8 市民等の理解促進 について

NO.	意見の概要	
158	今後二度とこのような悲劇が起こらな	条例に対し、賛成のご意見をいただ
	いように条例を制定し市民啓発に努め	きありがとうございます。
	て頂きたいと切に願う。	ご意見や思いを反映できるよう、施
159	蔓延る優生思想に打ち勝つ教育や広報	策を実施してまいります。

	の実践を願う。	
160	手術をさせた家族の方も苦しんでおら	
	れると思う。個人が責められるもので	
	はなく、そういう社会にした政策があ	
	ったということ、共生の社会をめざし	
	て等市民への情報提供もしっかりとお	
	願いしたい。(第8条)	
161	すべての市民が相互に人格及び個性を	ご意見を参考にしながら、必要な施
	尊重しあいながら共生するのなら、疾	策を実施してまいります。
	病又は障害を有する人も健勝者の諸事	
	情も、理解してほしい。	

◆9 支援金の支給 について

9	文法型の文和 について	
NO.	意見の概要	意見に対する市の考え方
◇対象	身者について	
162	今回明石市が検討されている条例は国	条例に対し、賛成のご意見をいただ
	の一時金支給法とは異なり配偶者を対	きありがとうございます。
	象にしていることが1番の注目点。	いただいたご意見や思いを反映でき
163	強制中絶という行為が本人だけでなく	るよう、施策を実施してまいります。
	配偶者にも影響することはあたり前。	
	その配偶者も支援の対象としている点	
	は、現在社会の人権意識にも、これか	
	らの人権意識の発展にも耐えうる内容	
	だと思う。	
164	被害者のみならず配偶者も救済の対象	
	としている点も非常に重要。	
165	手術を受けた方だけでなく配偶者も同	
	様支援対象にすること、切にお願いし	
	たい。	
166	「優生手術等を受けた人だけではな	
	く、その配偶者も支援対象とする」に	
	ついては、生活を共にし苦しんでいる	
	為賛成。	
167	明石市に被害を受けた方がおられるの	
	なら国が対象外としたその家族も含め	
	た支援を行うことに否はない。	
168	わかりやすい。	
169	一時金支給法の対象となっていない人	
	工妊娠中絶や手術を受けた方の配偶者	
	も対象としており、国の法律の足りな	
	い部分を補完し、被害者の方の救済と	

	なる画期的な内容だと感じている。	
170	支給の対象者を「配偶者」にまで広げ	婚姻関係にあった者については、法
	ていることも画期的だと思うが、事情	律婚に限らず、事実婚関係にあった方
	があり法的な「婚姻」関係になかった、	についても一律に排除せず審査の対象
	いわゆる事実婚関係であった配偶者も	とするよう、運用いたします。
	対象としてほしい。	
◇除月	F期間、請求期限について 	
171	支援金の請求期限がないという点でも	条例に対し、賛成のご意見をいただ
	国の法律の足りない部分を補完し、被	きありがとうございます。
	害者の方の救済となる画期的な内容だ	
	と感じている。	
◇金割	順について	
172	一人 300 万は多いと感じる。市が立て	支援金の金額につき、さまざまなご
	替えて国等に請求するのではなく、市	意見をいただきありがとうございま
	税から給付するならば金額が大きいこ	す。
	とは反感の火種になる気がする。財源	ご意見を参考にしながら施策運営を
	として「ふるさと納税寄付金(使途は	行ってまいります。
	市長にお任せ)」を充てれば、そうした	
	反感を緩和できるのではないか。	
173	被害者の方の苦しみは一生かけても償	
	うことは難しく、300 万円でも足りな	
151	いぐらい。	
174	市民が納得する金額の検討を。(5件)	
175	支援金300万円では金額が低すぎる。	
176	趣旨には賛同するが一律支援金300万	
	円には疑問を感じる。300万円を基準に思いない。	
177	に段階的に支援する方がいいと思う。	
177	300 万円は、最近国が決定したアスベ スト被害者への支援金(1,300 万円)	
	< 下 板 舌 有 へ の 又 仮 並 (1,300	
178	自民党の議員が支援金 300 万円を問題	
170	にしているが、いくらならいいと思っ	
	てるのか?お金の問題なのか?	
179	300 万円で補える事ではないが、せめ	
113	て心からのおわびとこれまでの悲しく	
	つらい思いに、本来国が補償すべきだ	
	けど、明石市が当事者の方々によりそ	
	う事は市民としてとてもいい事だと思	
	う。ぜひ実施を。	
180	補償額 300 万円はあまりに少な過ぎる	
•	が、市財政がわからないので、とりあ	
	えずは致し方ないかとも思う。	
	, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	

	T	
181	他に謝罪の適切な方法があれば示して	
	ほしいが、今の段階では、せめて 300	
	万円の謝罪金は当然である。市議会は	
	すみやかに可決、実施すべし。	
◇その)他支給方法等について	
182	支給を毎月、最小限にする	ご意見を参考にしながら、必要な施
183	支援金支給には反対。対象者の感情を	策を実施してまいります。
	ただただ是認し現金を支給することが	
	良いことだとは思えない。もちろん、	
	望まない不妊・中絶手術を受けさせら	
	れた方が非常に辛い思いをされたこと	
	は容易に想像できる。少しでも心穏や	
	かに余生を過ごされることを願っても	
	いるが、明石市から支援金を受け取る	
	ことができれば過去のことは水に流し	
	て、幸せな気持ちになれるのか?寧ろ、	
	「自分達は被害者だ」ということに公	
	的機関(市)がお墨付きをくれたと、	
	被害者意識がより強固なものになるの	
	では?「自分達は被害者だ」と恨みを	
	抱き続けて生きるのは苦しい。それよ	
	りも、「辛いこともあったけれど夫婦揃	
	って80代まで生きてこられた」と感	
	謝の気持ちを持つ方が心穏やかに生き	
	られるのでは?障害があっても、今夫	
	婦揃ってご健在なのは、障害年金等、	
	福祉の恩恵を受けてこられた結果なの	
	では?(ハンセン病患者の強制隔離や、	
	ナチスドイツの優生思想に基づいた行	
	為とは少なからず程度差があるように	
101	感じる。)	
184	一時金の支給で何が変わるのか、人の	
	意識が変われば意味のある一時金だ	
	が、心の貧しい人間を育てない子ども	
	たちの教育に力を入れてほしい。子ど	
	もたちを導く適任者を育てる指導者に	
105	力と財源を使ってほしい。	
185	市の財政で支援金を出すことは可能なのか?対象者の人数、国の補助がある	
100	のか?疑問はある。 悪徳業者にだまされないためにも、金	
186	12 /2/// 2 / 12 / 2 / 2 / 2 / 2 / 2 / 2	
	額が大きい場合一括支給ではなく、分	

	割支給の方がいいと思う。
187	市民が見あった金額の見直しを。支援
	金を支払う場合市外への入所や入居は
	反対する。

◆10 (仮称)優生保護法被害認定審査会 について

• -			
NO.	意見の概要	意見に対する市の考え方	
◇その	◇その他審査会の運営等について		
188	審査は、本人の意思確認をしてほしい	ご意見を参考にしながら、施策運営	
	(家族の中でお金目的でやる人がいる	を行ってまいります。	
	かもしれない)		
189	適正な審査をして、必要な人に行き渡		
	ることを望む。		

その他

<u></u>	_ て 어떤		
NO.	意見の概要		
190	支援金をもらう人の名前を挙げないこ	ご意見を参考にしながら、施策運営	
	と(事件に巻き込まれる可能性もある)	を行ってまいります。	
191	氏名公表している被害者は明石市がき		
	ちんと守ってほしい。高齢で立場が弱		
	いし、悪徳業者にだまされる恐れがあ		
	る。		
192	具体的な取組を進めるに当たっては、		
	対象者のプライバシーが守られること		
	を願う。		
193	アドバイザーの見直しをしてほしい。	旧優生保護法の問題は、聴覚障害者	
	例えば、聴覚障害者だけの問題ではな	だけの問題とは考えていません。	
	いので、身体障害者協会とか精神団体	本条例は、NPO 法人日本障害者協議会	
	とか当事者、親の会の団体でもいいの	の代表(視覚障害者)や、DPI 日本会	
	でメンバーに入ってほしい。	議の副議長(車椅子利用者)にもアド	
		バイザーになっていただき、作成しま	
		した。	
194	例規審査会に審査してもらうこと。	2021 年 11 月 22 日、例規審査会に	
		て審査を受け、本条例案は、すべての	
		人にやさしいまちづくり、誰一人取り	
		残さないまちづくりの方向性に合致す	
		る内容であり、制定が望まれる条例で	
		あると考えるとの結論を得ておりま	
		す。	

上記以外にも、旧優生保護法に対するご意見や明石市に対する期待等いただきました。

◆優生思想、優生保護法に対する意見

- ・現在でも障害のある人に対する差別や偏見が根強く残っていますが、その根っこ は戦後すぐに制定された優生保護法にあると考えています。
- ・間違った法律に基づいて、個人の尊厳や人権が踏みにじられた。そしてその背景 には障害を理由とした差別がある。国は間違いを認め、償うべきです。
- ・優生保護法が違法であることは政府も認め、人権問題としてもこれからもその判 断が注目されると思います。
- ・1948年と云えば敗戦からようやく復興気運に満ちた時期にあり、こんな泥沼から 這い上がろうとする時期には誰が政府であろうとも、一切の無駄や準ずるリスク を回避する政策を敷いたであろうと考えられ、その時世では正しい判断でしょう。 随分前だがテレビで、少々脳性マヒ系の夫婦に赤ちゃんが産まれて楽しそうな家 庭のドキュメント番組、を見て大きく首を傾げたことがある。車運転出来そうに もないが病院への行き来はどうしてるのだろう、子供が学校に通うようになった ら経費は誰がみるんだろう、子供が正常な体ならいいが …この生活保護を受けて いるとおぼしきこの家庭に一体国はこの先いくら注ぎ込むことになるのだろう? 残念ながらなんにでも分相応ってのがある、収入に見合わぬ外車を持てばそのう ち売り飛ばし、高級過ぎるマンションに住めばやがてアパートに移るだろう。こ れらは自己責任の自由の範疇で他人に大きく迷惑を掛けることもない。子供を生 む自由は、子供を育てる力を絶対備えた上での話で自己責任の最たるものだ。 旧 優生保護法の被害者にはお気の毒としか言いようがないが、その時代では真剣な 討議による立法で、一般的観点からも子を持つのはハイリスクを予知された人達 が大半だろうと想像され、我が子を施術所に連れて行った親もまたそれを同意の 上だろうと思われる。一方子供作りの回避の道を選んだであろう被害者も結構数 いた筈だと想定する。尚、結婚後子供のできない理由を知った、などはこの法律 とは遠く異種のものであろう。
- ・まず「障害者」を"人"として見る事が大切だと思いますし、そこからスタートではと私は思います。どんなにルールや法律を変えても、視点(見方)を変えない限り変わらないと思います。ソンタクや差別しないでください。これは法律以前の問題です。障害者関連にたずさわる人も国民も"視点"を変えて下さい。
- ・私は地域の優生手術の実態について調査していますが、強制優生手術をされた知 的障がい者の多くの方たちが、満足な学校教育を受けていません(就学猶予・免 除、小学校のみ)。また精神障がい者の多くは、精神科病院に入院されていた方で した。この方たちに、機械的に除斥期間を設けることは、許されるものではあり

ません。国の政策で進めてきたことを考慮するとなおさらです。

- ・国の一時金支給法の認定件数は被害者の数に対して 4%未満にとどまっています。 これはこの法律の不十分さを露呈していると思います。明石市の条例は配偶者や 人工妊娠中絶なども対象にし一時金支給法よりも広く被害認定されるものになっ ています。
- ・旧優生保護法は、障害のある人に対し、「不良な子孫の出生を防止する」とした法 律であり、到底許されない内容である。国がその誤りを認めて被害者へ一時金を 支給すとしたことは当然である。しかし、中絶手術を強いられた人、またその配 偶者は対象外であるなど問題もあります。
- ・心、身体を共に傷ついた方々に期限なんてないと思います。国や自治体が行って きた過去のあやまりをしっかりと見つめ謝罪し、これから障害のある方もない方 も生きやすい社会へと進めることを望みます。
- ・今年31歳になる娘(アスペルガー)に奔放な性に対して避妊を説くのですが中々理解してもらえず最初は避妊薬の内服を処方してもらいました。が確実に服用できず産科の先生と相談の上で現在リングの装着をしています。(彼女も子育てには自信が無いし赤ちゃんが欲しいわけではないと)旧優生保護法の時代 障がいの子供を育てること自体が大変であったでしょう。自分が死んだらこの子はどうなる?と感じている中もしこの子が妊娠したら…と不安になる親心も判らないではありません。堕胎するにも大金が必要です。そんな中税金で治療(避妊)してもらえるなら…と思ったのではないでしょうか…。
- ・障害者権利条約が示す障害のある人の人権思想に基づいて、優生保護法が犯した 罪を明らかにし、その誤りを正すことが必要だと思います。
- ・明石市として旧優生保護法の被害者に寄り添うためには、まず、市議会で国へ賠償責任を求める意見書を決議し、その意見書を市長自らが、国会と担当大臣に提出するのがよいのではないでしょうか。泉市長が行動することは、全国的にもインパクトがあると思います。
- ・旧優生保護法によってかけがえのない人生を奪われた被害者の悲しみや苦しみを 思えば、国の一時金の320万円は余りにも少な過ぎます。
- ・障害者差別は戦争時一番強く現れます。そして戦後も座敷牢に入れたりして人間 的な扱いをしてもらえなかったので、親が周囲から見られることを気にして、結 婚した娘の妊娠を喜べず無理やり手術をしたのはその時の障害者に対する政治、 世間の見方でした。「優生保護法」がなければ救われています。子どもが欲しい夫 婦にとって、取り返しのつかない出来事です。
- ・障害を理由に子どもを産み育てる権利を奪われたくやしさを思うとき国の謝罪と

320万円の一時金は不足していると思います。被害者の方々の起こされている裁判を注目しています。

- ・優生保護法は、やまゆり園事件とも共通する優生思想に基づく障害者差別であり、 その思想は残念ながら我が国に未だに根強く存在しています。
- ・兵庫県は不幸な子どもの生まれない運動を行うなど、全国でも障害者を虐げてきた悪しき県である。今回全国で多くの裁判等が行われているが、すぎたことと言わんばかりの判決が出ているように感じている。兵庫県でもまた同じと思っています。
- ・尊厳回復ではなく基本的な人権を保障。子を産み育てる権利ではなく子を産み育 てる楽しみ。
- ・子供が「結婚したい」と言ってきたら、まず「子供は作らないように。」又は「不 妊」を考えるというような悲しい事はこれっきりにしてほしいと思います。
- ・手話サークルに入って始めて、聞こえないことの問題を知りました。聞こえることが当然の私たちは、聞こえないことの言語獲得の困難さ、意思疎通の困難さ、 日本語獲得の困難さを知りませんでした。除斥期間を持ち出すのは、障がい者に冷たいとしか言いようがありません。そんな中で、生殖に関することは、最も繊細で、人に言えないことでもあります。私たちは、そこを助けないといけないと思います。
- ・旧優生保護法はとてもひどい法律だったと思います。この法律によって苦しめられた被害者に対して、国がそのあやまちを認め補償することは当然ですが、その 一時金というものがあまりに少な過ぎます。
- ・国策として推進された優生手術は、障害のある人たちの心と体、尊厳を傷つけ、 また障害者は「生まれる価値のない命」という誤ったメッセージを国民に深く浸 透させてしまいました。この取返しのつかない国策に対し、政府が今できること は、このような政策が生まれるに至った背景を探り、その反省、教訓を今後の障 害者施策に生かすこと、被害にあわれた方たちに最大限の謝罪と賠償をすること です。しかし、いずれも不十分です。
- ・誰もが平等に生きる権利を奪う法律によって、被害者にとって長い間苦しめられ、 お金の問題ではないのです。
- ・何の科学的根拠もない「旧優生保護法」により身体を傷つけられ元にもどらない。 とんでもない法律を制定した国、政府の汚点であり、又、賠償の請求期限も決め るとは言語道断である。
- ・以前、旧優生保護法により、知らずに不妊手術を受けさせられ、結婚しても子供

に恵まれない理由を、数年前に知ったという耳の不自由な高齢のご夫婦の話を伺った。中学の時に、当時「特殊学級」という名称で、障害のある生徒を皆とは別棟の廊下の片隅に教室があるのを知った。学生になり、母校に教育実習に行くと、当時と同じ先生が担任で、障害のある生徒を暴力的な言葉で支配しており、扱いに驚いた。なぜ「特殊」なのか。障害の有無にかかわらず、皆が助け合って生きていける世の中になるには、どうすればいいか。障害者を見えない世界に置き、途中から「さあ、仲良くしましょう」では、戸惑うのは目に見えている。初めから障害のある方も、そうでない方も同じ社会で暮らせるように、ソフト、ハード面が整った世の中になるべきと思う。親や家族だけでなく、社会がみんなを育てるという意識が大切である。

- ・旧優生保護法は、その内容だけでなく、誤った障害者観や優生思想の法制化の下でおびただしい数の障害者が苦しんだ原因になったという点で非常に罪深い法律です。また、現在においてもその影響で苦しみが続いている当事者がいることに胸を痛めます。
- ・今では個人の選択として子供を持たない夫婦もおられるでしょうが、国が先導し て障害者の尊厳を傷つけ子どもを持ちたいと願うことさえ閉ざすなどあってはな らないことです。
- ・旧優生保護法被害者救済の範囲を国が制限したのには一定の理由があるのかもしれませんが、優生思想によって残酷な仕打ちを受けながら救済からこぼれ落ちて しまった方々を無視して良いはずがありません。
- ・そもそも、発端となる手術は、国家権力によって強制的に行われたものなのでし ょうか? ご両親や親族の同意を得て行われた手術が大半だったように報道され ていたかと思います。一部には、何の同意もなく、強制的に行われたケースもあ ったかもしれませんが、明石市で確認されているご夫妻の場合は、ご夫妻のお母 様がお決めになったことですね。社会の無言の圧力に押された面も大きいかと思 いますが、「障害のある子に、子どもができて、果たしてきちんと育てられるのだ ろうか」「生まれてくる子は幸せな人生を送れるのだろうか」「自分たちも年を重 ねていくし、いつまでもサポートしてあげられない」と悩まれた上での、苦渋の 選択だったのではないかと思われます。もちろん、障害がある人でも、安心して 子どもを産み育てることができる社会が理想です。でも、現実はそうではありま せん。「子を産み育てるかどうかを意思決定する権利」は、全ての人に認められて いるのかもしれません。ですが、それは決して無制限に許されてよいものだとは 思えません。何かを決定するという行為には、義務や責任が伴うからです。何よ りも、生まれてくる子の幸せを考える必要があります。仮に、障害が遺伝性の疾 患であるとすれば、生まれてくる子も最初から障害を持つ、つまり、今の世の中 では、最初から「苦労の多い」人生になる訳ですし、もし、障害のないお子さん

が生まれたとしても、成長すれば、障害のあるご両親のサポートを担わなければ なりません。マスコミは、この種の話を美化して発信します。テレビで、「出生前 診断で障害があると判ったけれど、産まないという選択肢はなかった。この子が 生まれてきてくれて嬉しい。この子は障害があって、多少不便ではあるが、決し て不幸ではない」と笑顔を見せるご両親や、「障害があっても、私は生まれてきて 幸せです」というお子さんの姿を見て「立派な人達だなあ」と思いつつも、どこ か釈然としない感情を抱きました。数年前、「出生前診断でダウン症の疑いがある、 と告げられた夫婦の90%以上が中絶を選択していた」との調査結果についての 新聞記事を目にし、ようやく腑に落ちました。生まれてくる子の幸せを願うので あれば、「産まない」と判断することも、ご両親の愛情の一つだと思います。(も ちろん、葛藤の末、覚悟を決めて「産む」という結論に至った方は素晴らしいと 思いますが。) 今回の、不妊・中絶手術を受けられた方々は、そのような覚悟が おありだったのでしょうか? 失礼ながら、「自分の子どもを抱きたい」「家族で楽 しく暮らしたい」と物事の楽しい面だけを見ておられたように思われてなりませ ん。「自分たちは障害があるから、お世話してもらって当たり前」という意識があ るのではないでしょうか?でも、「健常者」は、それほど、余裕のある生活をして いるのでしょうか?健常者でも経済的理由から、妊娠・出産を諦める方が多くい らっしゃいます。また、令和2年中の自殺者2万人超のうち、経済的問題・勤務 関連の問題で自殺された方は5千人を超えているそうです。過労死される方も、 (認定されている以上に)たくさんいらっしゃることでしょう。私も、生きてい くために仕事をし、病気になった人間の一人です。手術も何回も経験しています。 今回、支援の対象とされている方々は、望まない手術を受けさせられたことは辛 い経験だったでしょうが、世の中をよくよく見れば、「自分達だけが辛い思いをし たのではない。健常者に分類される人達も大変な思いをしている。夫婦揃って8 0代まで生きてこられたのは恵まれたことだ」と思えるようになるのではないで しょうか?そのようにアドバイスすることも心穏やかに余生を過ごすためのサポ ートの一つの形ではないでしょうか?以上、述べたことは、昨今の風潮では、差 別的発言だと非難されるのかもしれません。ですが、決して、私が「健常者」の 立場から「障害者」を見下しての発言ではありません。

- ・旧法により、子どもを産み育てる自由を奪われ人間としての尊厳をも奪われた事 実を知りました。本人の知らない間に強制的に手術を受けさせられた被害者の 方々の計り知れない苦痛を考えると本当に胸が痛みます。本人が強制手術を受け させられていた事を知ったのもほんの数年前です。国が間違った法律で、障害者 の人権を脅かし今なお除斥期間を適用するのはさらなる苦しみを与えていると思 います。
- ・優生保護法の被害は、深刻な人権侵害であるにもかかわらず、全国の訴訟では除 斥期間を理由として、十分な補償がなされていません。また、一時金支給法はで

きたもののきわめて少ない認定件数となっており、わかっているだけでも 25,000 人いる被害者の方々への補償がされていない状況です。

- ・旧優生保護法は、人には「不良」とそうでないものがいるという価値判断に関わる点を法律に明記した他に類を見ない法律であり、この点が大きな誤りであったと考えます。国策として広く国民に浸透させてきたことが、現在もなお続く偏見や差別の根源ともなっていると言えます。法律下で押し進められた強制不妊手術は、人権侵害に外ならず、あまりにも残虐なものであり、その被害実態はまだまだ明らかになっていません。未だその責任は曖昧なまま、生涯に渡る苦しみに対し、一時金支給という範囲でしか救済は行なわれておらず、その水準もあまりにも低い水準であり、認定者数も1割にも達していません。事実と真摯に向き合い、被害者にできるだけの救済を行なうことが望まれます。
- ・聴覚障害者のご夫妻に妊娠がわかり喜び合った翌日、やさしい母親に病院に連れていかれ中絶させられた、その上不妊手術までさせられてしまった。ろうあ者だから説明はいらない、障害のある人間は子を産んではいけない。旧優生保護法はひどい法律である。優生思想は現在も子どもたちに保健体育の授業の中で教え込まれているという。差別を助長する思想はだれでも生きづらい社会をつくることになると思います。
- ・この種の人権侵害は、日本のハジだ。
- ・国が不良な子という考え方を制度として世に広めたことは本当にご本人、また親 御さんにとってどんなに苦しかったかと思います。子どもたちに誰が優で誰が劣 かと感じさせる世の中にしたくないと思っています。
- ・法律を違憲と言いながら本人や家族が権利行使しなかったのが悪いという判断に は疑問を感じる。
- ・被害者が受けた被害やたどってきた歴史を理解することはとても大切なことだな と思います。
- ・障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律に反していると思います。基本的人権の尊重を遵守すべきです。国がこれを認めてほしい。遵守せずにきたことを。
- ・障害児(親の同意)や成人した精神障害者や知的障害者には、本人の同意がなくても優生手術を認めるとした法律の下実施された強制不妊手術に対する国の責任は重いと思われる。除斥期間を理由に原告の請求は棄却されたが、その期間 1970~1980 年は優生思想が広がってた状況であり、訴えることすらできなかったはず。
- ・私はひょうご聴覚障害者福祉事業協会の淡路ふくろうの郷で生活援助員として勤務しています。ふくろうの郷では聴覚者障害者の方も聞こえる方も一緒に生活し

ています。聴覚障害者の方の中には、旧優生保護法により、子どもがほしかったけれど子どもが産めずに悔しい思いをされた方が暮らしています。A様は、自分の子どもと思い人形を作られ、その人形を我が子同然に大事にされています。またB様は、他の入居者様を子どもと思い込み接しておられることがあります。そのような入居者様の姿を見ていると、もし旧優生保護法被害者の方に、子どもが授かっていたなら、どのような人生を送られていたのだろうか?と思い、ご主人様の亡き後も、一人で寂しく人生を送ることなく、子どもと楽しく手話をしながら普通に暮らしをされていたのではないかと想像をしてしまいます。日本国憲法の中の基本的人権の尊重の中には、人が生まれながらにして持つ権利を尊重することとあり、憲法第11条では、基本的人権を「犯すことのできない永久の権利」として国民に与えられていると宣言をしています。このことからも、旧優生保護法で子どもが産めなく悔しい思いをされた方は、憲法に侵されていたと考えています。

- ・私の母の従弟が生まれつき知的障害があります。幼いころ、まだよくわからないながらも「どこか他人と違う」と感じたことがあります。日常の暮らしの中で、何でもできる人ではあったが、学校以外で集団生活をさせない事もあり、その方は大人になってかなり経って療育が必要だと診断されました。「外に出すのが恥ずかしい」という理由で働けない、結婚もできないまま70歳を迎えてしまいました。今思うと、やはり母のおばの中に優生思考があったから…と感じます。障がいというだけで優劣をつけるのではなく、生きやすい世の中になり、人権もある、守られることが当たり前になってほしいと切に願います。
- ・旧優生保護法について淡路ふくろうの郷で働いてから知りました。障害者の人権 を無視した法律であったのだと思い、自分の道を決められず、強制的、またはわ からなないままに不妊手術、人工妊娠中絶等受けられ、人間扱いされなかった、 そういう思い、深く心に傷が残り、はかり知れないことです。
- ・不妊手術や人工中絶を受けるにあたり、本人だけでなく家族の気持ちを思うととても切ないです。
- ・20 年の除斥期間…被害者はきちんと説明を受けたのでしょうか?理解しやすい言葉、表現を使って説明されてからの 20 年でしょうか?わけもわからず印を押すことは世間一般でよくあること。被害者の方は教育もまともに受けることが難しかった年代の方々、障害の状態も違う、理解できない言葉を使われたらわけもわからず、流していた人も多いはず。国全体できちんと調査してから判断をしてほしい。
- ・旧優生保護法は違憲であると思う。なぜ20年の除斥期間が有るのか。必要ない と思う。

- ・学校教育の中で「人について」「尊厳について」「生きること」について子どもた ちが学ぶことができるように教育を整備することを希望します。子どものころか らの学びは大切です。
- ・兵庫県では、「不幸な子どもの生まれない運動」としてその法律を先導していた事 実は許されることではない。
- ・旧優生保護法は日本国憲法障害者権利条例の理念に反した障害者の人の人権を踏 みにじった悪法でした。
- ・旧優生保護法は、人権を無視した国の大きな過ちです。違憲としながらも20年 の除斥期間の経過により請求権が消滅した等、人の命に除斥期間など当然なく、 許されない判決でした。
- ・国の方針に賛同し、推し進めた兵庫県の罪深さを感じます。どんな状態であって も、人は人として生きる権利を持っていると思います。
- もう二度と差別しないで下さい。障害者が子供を産んではいけない法律があって はいけないと思います。
- ・人の人生を国が勝手に決めるなんて事は絶対あってはならないし、人間の優劣は 比べられるものでもないです。みんな同じです。
- ・学者が進言し、国が決定したハンセン病患者隔離法案、患者周辺で、患者、家族、その血縁者まで、庶民による排斥を求める大差別行動が延々と続いた。だが、この国の決定、内容は誤りだったと訂正された。国の決定といえども、人権に関わる法案は、まず疑いの目で接する。そう決めている筈だったのに、旧優生保護法は、関心も理解も深く及ばなかった。法案そのものが別世界という認識だったのだろう。患者の痛みなど当然理解の外だった。それにしても、医者達がそこまでして国政に関わるとは驚きもする。今、医学会は、纏めた意見、方法を国と国民に提示すべきだ。人権阻害なら、回復方法も列挙して欲しい。患者の人権回復に役立つことがあれば、力の及ぶ範囲で協力する。患者諸子に、なぜもこんなに永い年月が必要だったのか、その事がより重要な件として気になる。この国、社会に口封じの空気が漂っていたからではないかと。
- ・旧優生保護法は明らかに人権侵害の何物でもありません。法によって正当化しよ うとつくろっていますが、本人の意志を無視した処置など認められません。科学 的、医学的根拠も薄弱なままに、強権をカサにきて人間的願望を抹殺するのは許 されることではありません。

◆全国への影響

- ・明石市の取り組みが私の居住地神戸市そして全国に広がることを切に願います。
- ・弱者によりそえる優しい社会、日本になる様に。
- ・明石市がこの条例を制定して施行されれば、他の自治体に波及し、より多くの被害者の救済につながっていくことが期待されます。
- 明石市での条例実現により、同様のとりくみが全国にひろがっていくことを切望しています。
- ・このような条例が各地で成立することでこれまで声をあげられなかった被害者の 背中を押す重要なきっかけになるのではないかと思います。
- ・明石市から全国に広がっていく事を切に願っています。
- ・明石市の経験を全国的に拡大して、腰の重い、選挙のときだけ声高に「命と暮ら しを何よりも実現できる与党こそ云々」の勢力に痛打を与え、突き動かしてくだ さい。
- ・明石市の条例成立が全国の自治体にも波及し、ひいては国の姿勢を改めさせるも のになって欲しいと願います。
- ・明石市の条例作成が全国に大きな影響を及ぼすことは必至です。
- ・このような条例が全国にひろがることを願っています。(3件)
- ・日本の社会福祉の制度は、地方自治体の優れた制度が先行し、国がその後追いを して制度化されたものが数多くあります。このたびの明石市の条例が国を動かす 突破口になっていってほしいと期待しています。
- ・人としての尊厳、生命の優劣をきめる考え、制度は未来の若者にもよく有りません。明石から全国に広めましょう。
- ・人としての尊厳を傷つける事態を二度と繰り返すことのないように、明石市だけ でなく他の市町村にも広がってほしい。
- ・被害者救済へ明石市が条例を制定したら全国的にも大きな影響を与えることになると思います。
- ・目的や基本理念がとても素晴らしく感じます。このお考えを発信していただき、 少しでも全国の行政が動いていくことを願っています。
- ・もし制定されたら、仙台市でも同様の条例ができていったら良いなと思っていま す。全国でも最初の取り組みになると思うので、ぜひ進めてください。

- ・条例を制定することが、優生思想を許さない、あらゆる差別を許さないという強いメッセージとして、明石市内だけでなく、他の自治体や国へも波及し、良い影響を与えることを期待しています。
- ・旧優生保護法の国家賠償責任を求める裁判では、妊娠中絶は違憲ではあるが20年の除斥期間の適用で原告が敗れています。除斥期間をなくす法律をつくれという署名活動も始まっています。ぜひこの条理委を成立させていただいて国や他の自治体を励ましてください。
- ・ぜひ、この条例を制定していただくことで、全国の他の自治体でもこうした条例 がすすみ、被害者の方の補償がすすむことを期待しています。
- ・明石市は今いろいろな意味で注目されています。明石市の姿勢が全国に広がる様願っています。
- ・除斥期間を理由に請求が棄却されるということがあってはいけない。自治体から も声を上げ、国を動かしてほしい。
- ・国が助けることにとまどっているのなら、地方から動いて、いつの日か国を動か せる第一歩になればと思います。
- ・県下のみならず、近畿地方、全国への広がりに繋がるものになってほしいと思っています。
- ・人を差別しない教育を進めていただきたいことを付けて、全国に拡がることを期待しています。
- ・本来は国が謝罪した上でしっかり補償するべきだと思います。自治体から声を上 げ全国に広めていけるように、可決されることを願っています。
- ・可決されることで、明石市の被害者のみなさん達だけでなく、全国の被害者・支援者のみなさん達に勇気を与える事になります。そして優生保護法の罪を国が反省し、謝罪することのきっかけとなり、若者や子どもたちが安心して子どもを産み育てることのできる社会につながっていくでしょう。是非明石市で可決し、増々誇りの持てる明石市にしてほしいです。
- ・全国に先がけて明石市のとった行動に敬意を表します。この事を他市も深く受け とめ、「国が動かないなら自分たちが動く」と立ち上がる市が続きますように応援 しています。
- ・明石市の条例成立が国の法律見直しの後押しになります。
- ・旧優生保護法被害者の方々に対する尊厳の回復は、被害を受けた方々の尊厳・人 権回復にのみならず、現在・未来の障害のある方たちの人権・尊厳にも直結する

ものだと考えます。先駆的な明石市様のすばらしい取組が、全国の障害のある人 たちの暮らしや仕事にも多大な影響を与えるものと心より感謝申し上げます。

・明石のみではなく、全国的に補償措置が広がってほしいと願っています。

◆条例(明石市)への期待など

- ・誰もが安心して暮らせる共生のまちづくりの新たな一歩になる様に。
- ・明石市は「障害があってもなくても、だれ一人取り残さない共生のまちづくり」 を掲げて市政を進めておられます。この条例によってさらに住みよいまち明石市 にしていかれることを願っています。
- ・間違った情報 (デマ) を流さずに、正しい情報を発信してほしい。デマを流した 人は、罰金など厳しくしてほしい。
- ・近年は福祉も充実して障がい者同士の婚姻や子育ても支援してもらえるようになってきました。親亡き後を安心して障がい者を守ってくれる社会が樹立したなら 障がいがあってもなくても誰でも活き活きと暮らせるのだと思います。
- ・誰一人取り残さないという明石市の理念がこの条例でより具体的に示されていく 事と思います。
- ・否決か可決かで終わらず、今もまだまだ残る様々な差別、偏見の改善へ向けて、 議論を深める機会になればと思います。
- 一人一人の人間、命を大切にする基本市政をこれからも貫いてください。
- ・長く障害者福祉事業所で支援員として働いてきましたが、優生保護法の実態、そして兵庫県が過去に「不幸な子供を作らない県民運動」を進めたことは知らずに来ました。関係者ですらそのような認識ですので一般の市民の方にとってはよほど意識的に知らせる努力をしないと我がこととして理解してもらえません。だれにもやさしい街をめざしている明石市が策定されることの意義は市にとっても大変大きなものがあります。私は明石市民ではありませんが、ぜひ条例策定を応援したいと思います。そしてその成果を神戸市にも広げたいと強く願っています。
- ・明石市が先進的に優生思想の撤廃を掲げ、少しでも社会が理解促進されるように お願いします。
- ・今の明石市を応援しています。
- ・障害があろうがなかろうが人間皆平等です。子供を作ること、育てること、あたりまえの世の中でありたいです。差別のない世の中へ!!

- ・マイノリティの声やあらゆる差別に抵抗する声がなかなか届きにくい日本社会において、「すべての人にやさしいまちづくり」を掲げる明石市は、大変貴重な自治体だと思います。マイノリティに限らず、子育て世代をはじめ今の日本社会で生き辛さや不便さを感じている多くの人を、明石市が惹き付けてやまない所以だと思います。
- 明石市長の動画「やさしい社会を明石から」を見ましたが、これまでも全国レベルの水準より高い水準での児童相談所の職員配置などに取り組まれています。多くの自治体で国水準のことしかしていない状況ですが、大変うらやましく思いました。
- ・いかなる差別も許さないまちづくりの推進には、大きな一歩となる条例になることでしょう。
- ・旧優生保護法による被害者支援条例が成立すれば、全国初。だれ一人取り残さな い共生のまちづくりを真のものとすべく期待。
- ・いつも明石市の取り組みには敬意を表し応援しています。この度の「旧優生保護 法被害者等支援条例」が成立するようがんばって下さい。成立すれば、みんなが 希望の持てる社会になっていきます。心より応援しています。
- ・全国に先駆けて、過去の優生施策推進運動における過ちを認める、明石市の取り 組みは、障がいのある人たちをはじめとする多くの人達の尊厳を守ることつなが ることになり、誰もが安心暮らせる社会のスタートラインに立つことになると思 います。国が社会を変えるということではなく、地方が国を変えていけるように、 この条例の制定を契機に全国的な運動につながることを大いに期待していますの で、ぜひとも条例制定と合わせて、広げていってほしいと願っています。
- ・日本をひっぱる明石市が、すぐ隣にあることが私の誇りです。応援しています。

◆その他

- ・他にも残留孤児の二世にたいしては国も明石市も支援がないなどがあります。問題の性格はちがいますが、人権上の件で言えば、片方だけというのはおかしいと思う。
- ・なぜ意見を提出するだけなのに (回答があるわけでないのに)、提出者が特定され る情報を記載させるのですかね。
- ・子どもの声は、未来を感じます。外国人のマナーの悪さはためいきがでます。
- ・間違った情報を配信するのをやめて(議員の YouTube)。